

京都市告示第237号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年6月25日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
小塩山大原野線	西京区大原野南春日町1223番地の1地先内	旧	メートル 14.60	メートル 3.80
		新	14.60	7.62 ~ 22.38

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂経175号線	北区上賀茂音保瀬町102番地地先から 同町10番地の1地先まで	旧	メートル 71.90	メートル 1.10 ~ 1.95
		新	80.10	6.00 ~ 9.30
上賀茂経210号線	北区上賀茂女夫岩町21番地の1地先から 同区上賀茂中ノ河原町9番地の2地先まで	旧	443.00	6.00 ~ 11.00
		新	437.40	6.00 ~ 11.33

(建設局土木管理部道路明示課)